



# 想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付せていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会  
業務研究委員会  
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

## こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☛ **ご相談先は裏面に！**

## 信託のこんな活用法 ～ 受託者の候補者がいない…

親亡き後への備えとして民事信託を活用する場合、誰に受託者を頼むのかが、信託の目的を達成するためにとても重要な要素となります。

受託者とは、ご自身の財産を、将来のお子さんの生活のために「信じて託す」相手ですから、通常は、お子さんのことをよく理解されているご家族や親族にお願いするのが好ましいでしょう。

ところが、ご家族や親族の中から受託者をお願いできる方が見つからない場合には、次のいずれかの方法を検討する必要があります。

+++++  
**(1) 候補者はいるが荷が重そうな場合**

このような場合、候補者の方に受託者への就任をお願いすると共に、受託者の業務を監督する立場として信託監督人を置くことをお勧めします。

法律の専門家を信託監督人として定めることにより、委託者も受益者も安心して信託を利用できますし、受託者にとっても日頃の業務の相談先として機能します。また、信託の仕組みそのものへの信頼感も高まり、信託の目的をより達成し易くなることでしょう。

+++++  
**(2) 候補者がいない場合**

### ① 法人設立

このような場合、受託者を務める法人の設立を検討するのも一つの方法

です。委託者である親御さん、法律の専門家などが関与する法人が受託者となることで、長期にわたる継続した支援に資することができます。

+++++  
**(2) 候補者がいない場合**

### ② 信託銀行等の利用

法人設立のような複雑な手続きに抵抗を感じるようであれば、信託銀行のような受託者に就任することを業務として行っている信託業法登録業者に依頼することも考えられます。

もっとも、所定の費用が発生するほか、ご親族などに比べると、お子さん第一の支援が行われるかという点で疑問が残ることも否めません。

## 民事信託FAQ

皆さんの、いろんな疑問にお答えします！！

**Q・私は、介護付き有料老人ホームに入居しています。私は独身であるため、自分が亡くなった後の葬儀や供養など、身辺整理が気になっています…**

A・このようなご心配は、お子さんや近親者のない方にとっては、特に深刻な問題です。解決策の一つとして、ご自身の資産の中から葬儀や永代供養等に充てる費用を信託財産とし、希望する具体的方法を信託条項によって、受託者に指示しておく方法が有効です。遠縁の方、友人などから信頼できる受託者を選定し、この方への報酬も定めておくことよいでしょう。また、その他の資産について遺言を作成しておくことも、あわせてご検討ください。(中里)

**Q・私は、複数のアパートを所有しています。老朽化が目立つものもあるので、今後、自分が認知症等になって管理が行き詰るのが心配です…**

A・後見制度や民事信託の活用が考えられます。このうち後見制度は、あなたが認知症等になった後に、裁判所が選任する者が財産管理をしますが、必ずしもあなたをご希望される方を選任してくれるわけではありません。一方、民事信託では、あなたがお元気なうちに将来の財産管理を委ねる第三者を選定し、具体的な管理の方法も指定して契約を締結しておくことができます。これにより、ご希望どおりの財産管理が実現できるというメリットがあります。(本木)

# 「叶」のメンバー を紹介します！

By 小出



小出洋史 から見た

中川紅子 さん

7人目のメンバー紹介は、浜松市中区中央で、いなか事務所に勤務する **中川紅子さん**です。

中川さんは、某金融機関に勤めた経験があるため、司法書士になってからも積極的に財産管理業務に取り組んでおります。静岡県でわずか10名しかいない日本財産管理協会の認定会員の一人が、実は中川さんなのです。

このような財産管理のプロでもある中川さんを、私たち「叶」は、メンバーとして迎えることになりました。皆さんにとって民事信託が今まで以上に身近な存在になるよう、中川さんが力を貸してくれますので、ぜひ、ご期待ください！



## NPO 法人サンサンいわた様にてセミナーを開催しました！



5月26日（金）「NPO 法人サンサンいわた」様の総会の場をお借りし、保護者の皆さんを対象とし「親なき後への備え」についてご説明させていただく機会を持つことができました。

当日は、50名を超える保護者の皆さんにお集まりいただき、民事信託を活用した将来への備えについて熱心に耳を傾けていただきました。

短い時間の中で、難解な手続きの全体像をご理解いただくのは難しかったかと思いますが、今後も継続的にこのような機会をいただきながら、保護者の皆さんのニーズにお応えしていければ幸いです。

「サンサンいわた」関係者の皆さん、ありがとうございました！



**ご相談・お問い合わせはこちらへ！！**

☎ 053-589-5745

【 窓口担当・小出洋史 】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。